

○放置違反金納付命令に係る事務処理要領の制定について（通達甲）

（平成28年4月26日交指発第109号）

（概要）

この要領は、高知県における道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4に規定する放置違反金の納付命令に係る事務手続きについて、必要な事項を定めたものです。